

「発足当初期」における非営利法人に対する再就職支援の在り方に関する委員の意見

資料 1

平成19年12月4日
内閣官房行政改革推進室

	「発足当初期」にセンターが非営利法人への再就職支援を扱うべき	「発足当初期」にセンターは非営利法人への再就職支援を扱うべきではない
国家公務員法改正の意義との関係	今般の改革の意義は、これまでの各省による再就職あっせんから、センターにおける再就職支援の一元化へ移行することである。 今回の改正国家公務員法では刑事罰を含めた行為規制を導入し、そのかわりにトランスペアレント、ディスクロージャーという大前提の下で、基本的にはセンターを通せばどこへ行ってもいいと約束したわけであり、当初からセンターを通じて非営利法人への再就職支援をすることは極めて妥当。	センターは「本格稼働期」においてきちんと機能するように設計するべき。
センターにおけるノウハウの蓄積について	センターは「発足当初期」において、試行錯誤を行い、職員が所属している府省の所管でない非営利法人への再就職支援のノウハウを蓄積すべき。	センターにおいては、公務員の新しいキャリアパスを見つけるための選択肢を増やすことが重要。 センターは非営利法人への再就職支援は扱わないことにして、民間への求人開拓をしない限り実績が上がらないようにすることが、センターが民間への求人開拓を行なうインセンティブとなる。
センターによる非営利法人への再就職支援の困難度	従来は出身省庁が非営利法人への再就職あっせんを行っていたので簡単だったが、職員の能力と実績に基づいてセンターが支援するのは簡単ではないのではないか。	センターに最初から民間への再就職支援と非営利法人への再就職支援の両方をやらせると、民間への再就職支援に比べて困難でない非営利法人への再就職に偏り、今までどおりの再就職になってしまふのではないか。
センターの資源配分	民間への求人開拓を重点的にやっていくことはその通り。ただ、それとセンターが非営利法人への再就職を全く扱わないということにはつながらない。	センターは、コンパクトな体制でスタートするので、その資源を民間企業への新規開拓に集中させるべきではないか。
国民の受ける印象	非営利法人への再就職については、従来は所管法人にばかり再就職していたのが、センターが非営利法人への再就職を支援することにより、所管省庁以外の職員が再就職するようになるというのは大きな改革。センターが非営利法人への再就職を扱わず、従来通り各省のあっせんを続けられれば、実態は従来と全く変わらず、国民は「逃げた」との印象を持つのではないか。	センターが非営利法人への再就職を扱うと、「結局今までどおりのことを行なう」との印象を持つのではないか。
独法改革、随契改革等との関係	独立行政法人や公益法人に問題があるのであれば、独法改革や公益法人改革をするべきであって、そこには再就職するなということにはならないのではないか。	各府省は、非営利法人への再就職支援を自らが行うことによって、3年後のセンターへ元化を見据え、独法改革や随契改革に積極的に取り組むようになる。
その他	非営利法人への再就職がグレーだから各省が扱うべきという前提であれば、各省もそのようなものは受けられないということになり、ボールの投げ合いになるだけではないか。	独法等の見直しが進行している中で、状況を知らないセンターがそこにあっせんし、再就職に失敗するリスクも考えておくべき。